

第6回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会議事録

1 開催日時 平成27年2月6日（金） 13:30～14:15

2 開催場所 市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

平松委員、一瀬委員、黒田委員、赤井委員、金戸委員、小寺委員、水野委員
西川委員、坂本委員、三宅委員、伊東委員、栗田委員、睦谷委員、杉田委員

(2) 事務局

健康福祉部長：折原部長、

保健センター：山内所長、

社会福祉課：松本課長、社会福祉課いきがい福祉係：高見係長、

地域包括支援センター：山本所長、地域包括支援センター：三上係長、

医療介護課：岸本課長、介護保険係：中村係長、介護保険係：木村主査

4 協議事項

(1) 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）について

5 議事録

1. 開会

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、第6回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。

はじめに本日の配付資料を確認いたします。まず、1枚ものの今日の次第です。資料1として、2枚ものの保険料の段階の区分を示した資料がございます。資料2として、今回は計画案の抜粋、修正箇所のみという格好でお手元にお配りしています。新オレンジプランといいまして、1枚もので厚生労働省が公表しています資料です。資料3として、介護保険事業計画の概要、8ページものの資料をお配りしています。資料については、7ページに修正がございます。7ページの(4)ですが、保険料収納必要額の計算式の中で21パーセントと表記していますが、正しくは22パーセントになりますので、申し訳ありませんので、修正の方、よろしく願いいたします。漏れ等はございませんか。

それでは本日につきましては3名の傍聴申し込みがございます。これより入

場させてもよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

事務局 それでは傍聴人が入場します間、しばらくお待ちください。

事務局 議事進行につきましては、委員長をお願いします。

2. 開会あいさつ

委員長 それでは会を開催したいと思います。本当にこの会がスタートして、振り返ってみたらあっという間にこの大変な作業を皆さんで議論してきたのだなという思いがします。立春も過ぎて、暑い夏から秋、冬を過ぎて春になったわけですが、これから高齢の方々に本当の意味で春が来るような計画をきちっとつくるのが大事なことはないかと思います。

いつも色々なところで会議をもちまして、本当に大変なのは、われわれが色々な話をしたことをまとめてくださる事務局の皆さんに本当に頭が下がる思いがいたします。そういう努力を前提として、踏まえた上で、われわれもしっかり議論をさせていただきたいと思います。どうぞ、本日も円滑な議事進行ができますよう、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは初めに委員の出席状況について事務局よりご報告願います。

事務局 現在のところ、委員 17 名中 13 名の出席です。以上です。

委員長 ただいま事務局からご報告いただきましたように、過半数以上の委員の出席をたまわっていますので、本日の会議が成立していることを宣言します。会議はお手元の会議次第にしたがって進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは協議に入ります。協議事項（1）赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）について事務局から説明願います。

3. 協議事項

（1）赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）について

事務局 それでは協議事項（1）赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）について説明させていただきます。なお、資料1、資料2、資料3については、

それぞれ関連する部分がありますので、一括でご説明させていただきます。また、各資料を行ったり来たりする部分もありますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。

それでは早速ですが、冒頭から順番が逆になり申し訳ありませんが、資料3をお願いします。この資料については、第6期介護保険事業計画について、その概要をまとめております。まず、1ページ目(1)(2)では、総人口、高齢者人口、要介護認定者数の推計を行った結果を掲記しています。次、めくっていただいて2ページ(3)については、施設系サービスの利用者数の推計結果、(4)は居宅系サービスの利用者数の推計結果を掲記しています。特に(3)表の下から2行目、居住系サービス利用者数として、平成29年度には新たに特定施設入居者生活介護として30床の指定を見込んでいます。2ページまでの推計を元にして、次の3ページからの給付の推計を行いました。3ページから6ページにかけての表については、計画の第5章の一部や第6章で記載しているサービス利用回数等の見込、給付費見込をサービスごとに一覧にまとめたものです。(5)については、介護給付費の推計。5ページ、(6)は介護予防給付費の推計となります。6ページにこの2つの合計を記載しています。

続いて、2.第6期介護保険料の積算について説明します。まず(1)の標準給付費です。推計しました総給付費に記載の項目を加減します。利用者負担の見直し影響額、これについては、給付費の推計では考慮しきれていませんので、ここで一括して差し引くこととなります。これは1割負担から2割負担になる方の分です。(2)については、地域支援事業費の見込み額です。次の7ページをお願いします。(3)は介護保険の財源の説明となります。(4)保険料の算定についてご説明いたします。冒頭申し上げましたとおり、保険料収納率必要額の計算式で21%になっておりますが、正しくは22%となります。

保険料の算定については、資料2計画(案)の抜粋を2枚めくっていただけますでしょうか。下に96ページとページが打ってありますが、シートにまとめていますので、この保険料の算出式をご覧いただきたいと思います。こちらを見ながらご説明いたします。まず、⑦の保険料収納必要額の算定です。一番上の標準給付費見込額と地域支援事業費については、資料3にも書いてありますが、資料2の96ページにその額が円単位で記載されています。その合計に第6期における第1号被保険者負担割合、22パーセントを乗じて、①の事業費にさらに5パーセントの調整交付金相当額をプラスして、96ページ③の保険料の対象事業費が出てきます。そこから④の調整交付金見込額、⑥の準備基金取崩額を控除して、⑦の保険料収納必要額が出てきます。

なお、算出式上は調整交付金相当額を足して、その分、交付金見込み額を引いています。一体何の意味があるのかと思われるかもしれませんが、これにつ

いては、介護保険の財源として、調整交付金は5パーセントとされているところではございますが、実際の交付に際しては、被保険者の所得、後期高齢者の割合などにより、満額の5パーセントが交付されるものではなく、理論上の5パーセントと実際に交付される額に差が生じてきます。第6期においては、④の調整交付金見込額の交付割合をこれまでの実績などから3年間の平均で4.88パーセントとにおいて、実際に交付される額の方が理論上の交付額よりも少なくなるものと見込んで、その差額を被保険者負担といたしています。

⑦保険料収納必要額に⑧の予定収納率を勘案して、⑨所得段階別補正を行った被保険者数で割った額が年額の保険料基準額になります。そしてそれを12で割ったものが月額ということになります。ちなみに⑨の補正後の被保険者数を実際の被保険者数に置き換えて保険料を求めてみると、まず27年度の被保険者数が1万4,563人、28年度が1万4,828人、29年度が1万5,017人で、合計4万4,408人になります。これをもとにすると、年額保険料は6万1,526円、月額で5,127円という結果になります。

あとは参考として平成32年、37年の月額保険料をこの下に掲記しています。資料3の7ページに戻っていただけますでしょうか。ここに先ほど説明しました96ページの内容について、細かく計算式で記載しています。

次に資料1をお願いします。前回の会議でご提案のあった保険料算定の比較検討資料の提示です。まず1ページ目は前回お示しした資料を元に、保険料基準額を5,100円とした場合の各段階別の負担割合、保険料額について、それぞれの段階区分に実被保険者数Aの欄、あとは段階区分ごとの負担割合をかけた所得段階別加入割合補正後の被保険者数Bを付け加えたものを今回用意しています。

実際の保険料の算出では、すでに資料2の96ページで説明したように、Bの1万4,635人を使います。この数字については平成27年度分になりますので、平成28年、29年度も同じように負担割合を掛けたあとの被保険者数を求めて、この合計人数で第1号被保険者が負担することになる事業費を割って、一人当たりの保険料を求めることとなります。現在お示ししている案では、平成27年度においては、実被保険者数AよりもBが上回っております。AをBが上回るように負担割合を設定しますと、当然、基準額Aについては低くなります。逆にBが極端に下がるような負担割合、それぞれの区分で負担割合を低く設定しますと、保険料を負担してもらう被保険者数が少なくなりますので、基準額は上昇します。現段階での基準額5,100円については、資料2の保険料のところの説明したように、仮に被保険者数Aの3年間の合計人数で保険料を計算した場合、これについては、被保険者の方の所得にかかわらず、等しく皆さん1倍の保険料を負担する想定になりますが、この場合の額が5,127円です

ので、ここでお示ししている 5,100 円については、ほぼニアリーイコールの額となっています。また、第 6 期の保険料算定の本市の方針にもお示したとおり、保険料増額による負担をすべての対象者に等しく求めるという観点からも、5,100 円をお示したものです。

次のページをお願いします。ここでは第 6 期の新第 6 段階から新第 8 段階までを第 5 期と同じ負担割合で設定する場合をシミュレーションしています。結果としては、第 1 1 段階はこのように負担割合が 2.3 まで跳ね上がります。また、第 1 0 段階と第 1 1 段階の 2 つの段階でカバーするとしても、ここには掲記しておりませんが、2.25 の負担割合となります。これについては、新第 6 段階から新第 8 段階の被保険者数が大きく影響しています。この層の被保険者数の合計は約 4,400 人になります。ここで負担割合を 0.05 引き下げますと、約 220 人分の保険料算出の対象者が減ります。この減った 220 人分を、例えば、第 1 1 段階の 368 人で、または第 1 0 段階を加えたとしても、2 つで 740 人という、各階層と比較すると、非常に少ない人数で吸収しなければいけませんので、①のとおり、負担割合は非常に高くなります。また、第 1 1 段階の負担割合を 1.7 のままに据え置いた場合、220 人分の B にかかる被保険者数、29 年度までの 3 年間でみますと、 220×3 、660 人で被保険者数がだんだん増えますので、約 700 人分の被保険者数が減ることになります。当然、保険料は 5,100 円よりも上昇することになり、②に掲記している額となります。

また、県の財政安定化基金の取り崩しについては、現在、残高が 1,900 万円あります。5,100 円を維持しようとする、③のとおり、約 4,000 万円の取り崩しが必要となりますが、今の残高では不足することになります。

また、財政安定化基金については、介護保険が収支不足の状態に陥った場合、基金から貸付を受けて、その財源不足に充てるために設置しているものであります。第 6 期においては、市の準備基金の残高が約 200 万円となります。この 200 万円で財源調整を行っていけるかという、非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

第 5 期の事業計画期間においては、当初、7,500 万円の準備基金の取り崩し計画だったものが、最終的には約 1,000 万円多い約 8,500 万円の取り崩し見込みとなっています。第 6 期計画では事業費ベースで 18.5 パーセント増となる計画であり、第 5 期の 3 年間で不足した 1,000 万円が、事業費ベースが上昇している第 6 期の 3 年間でさらに拡大するリスクも持っていると考えています。したがって、財政安定化基金については、取り崩すのではなく、収支不足が生じた際の借り入れ財源としての活用を図るべきものだと考えています。

また、現段階での近隣市町の負担割合の設定については、上限だけを見ると 4 市 3 町ありますが、上から 1.8 が 1 団体、1.75 が 3 団体、1.7 が本市を含め

て3団体と聞いています。以上によりまして、事務局として第5回策定委員会でお示ししました基準所得金額、負担割合でもって第6期の保険料とさせていただければと考えています。

資料2の97ページには、所得段階別の保険料の負担割合、98ページには保険料の段階別年額を記載しています。また、資料3の8ページについては、現行の第5期と第6期の保険料の比較を掲記しています。一般的にいわれています介護保険料月額というのが第6期では5段階目の率が1となっているところで5,100円ということになります。保険料についての説明は以上です。

資料2に戻っていただけますでしょうか。今回は前回からの計画案の修正箇所が限定的であったため、該当部分について抜粋という形でお手元にお配りしています。まず50ページの修正になります。去る1月27日に政府が進める認知症施策として、厚生労働省より新オレンジプランが発表されましたので、この表記を従来の認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）から下線のとおり改めました。

1枚ものの資料をお願いします。厚生労働省がまとめた新オレンジプランの概要になります。簡単に説明しますと、基本方針、基本的な考えですが、認知症の人が自分らしく暮らし続けることとしています。当然、第6期介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの構築と同様の考えが根底にあります。また、新オレンジプランの柱をここに掲記している7つとして施策を展開していくこととしています。簡単に7つの柱を見ていくと、まず1つ目は、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進で、これは認知症についてよく知りましょうということです。2つ目、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供ということで、介護や看護の仕事に就く人向けの基礎的な研修を行うことなどにより、専門的なケアをより一層進めていくこととしています。3つ目、若年性認知症施策の強化ということで、若年性認知症への理解、相談体制、ネットワークの整備について強化していこうということです。4つ目は、認知症の人の介護者への支援ということで、介護者のケアも大事なので、介護者が相談できる認知症カフェをいくつ増やすかというような数値目標を立てています。5つ目は認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進ということで、認知症であるなしにかかわらず、高齢者が暮らしやすい社会づくり、高齢者が利用しやすい商品やサービスづくりを進めていくこととしています。6つ目は認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル。介護モデル等の研究開発ということで、認知症予防の研究、治療薬の開発を進めていくこととしています。7つ目は認知症の人やその家族の視点の重視ということで、認知症の人やその家族が本当に必要としているサポートをしていける社会を目指して支援策の強化を進めるとしています。

以上が新オレンジプランの概要です。本市としても地域包括支援センターを中心に新オレンジプランの下に認知症施策を推進してまいります。

101 ページの修正については、前回議論となりました相談能力について、101 ページにありますような記述に変更させていただければと思います。107 ページの修正は、新オレンジプランの発表に伴い、用語解説の項目を修正しています。私の方からは以上です。

委員長 協議事項1について事務局から詳しくご説明いただきましたが、皆さん、ご意見、ご質問等ございませんか。基準額の問題やオレンジプランなどが出てまいりましたが、ご質問いかがでしょうか。ご意見でもかまいません。よろしいでしょうか。

委員 資料2の96ページ、予定保険料収納率⑧98.50というのは、この算定式というのはどこから出たのですか。

事務局 現在、赤穂市の介護保険料の収納率を参考にしています。100パーセント納付であれば問題はないのですが、どうしても未納になる方もおられます。

委員長 よろしいでしょうか。では、どうぞ。

委員 資料3(5)標準的居住サービス等/施設サービス量・給付費の推計というところで、⑥通所介護の平成27年度、28年度、29年度の給付費のところ、27年度651,574,000円が、28年度、29年度は下がっているようですが、これは何か理由があるのでしょうか。

事務局 通所介護のうち、平成28年度から一部が地域密着型通所介護に移るようになっていきます。

委員長 よろしいでしょうか。その他、ございませんか。どうぞ。

委員 単純なことですが、資料2の50ページ、安倍総理が、新オレンジプランでさらに強固に認知症施策をすと言われたと思うのですが、それに関連して、例えば、これは認知症の地域支援推進員が平成28年度、人事のことですからちょっと難しいかと思いますが、例えば、27年度の中途でもいいのですが、前倒して施策を進めていくというような考えはないのでしょうか。

事務局 おっしゃるとおり人事のことなので、27年度の増員については難しいと考えています。予定どおり28年からという計画としています。

委員 例えば、国とか、そういったことについては進めていくようにというような指導というのではないのでしょうか。

事務局 認知症地域支援推進員を置いて開始しなければいけない事業、開始年度については市町村で定めるというふうになっています。われわれとしては、体制が完全に整った段階、これが28年4月からということになっていますので、28年4月からの事業開始という格好で条例の方で謳いたいと考えています。

委員長 よろしいでしょうか。その他、ご意見ありますか。はい、よろしくお願いします。

委員 関連するのですが、新オレンジプランが今回出てきましたね。今、資料を付けて説明がありましたが、50ページの【施策・事業の内容】は、オレンジプランから新オレンジプランに変更しただけなののでしょうか。中身、施策の見直しはあったのでしょうか。

事務局 新オレンジプランになりましたが、内容を推敲し、数値目標ができたりということを確認した上でオレンジプランと新オレンジプランの連動したものということの内容を検討しましたが、この中身で進めていきたいということで判断しました。

委員 今の説明の中で、認知症カフェの数についての説明もありましたが、施策・事業の内容の方に市内1カ所に開設されている認知症カフェへの支援などということで、今後の方向性の中では、「認知症カフェ立ち上げ支援を行うほか」しかありませんね。だから、例えば、認知症カフェ現在1カ所を29年度には3カ所にするとか、そういった目標設定が、今、いわれている新オレンジプランではあったのではないのでしょうか。そういう説明を今お聞きしたのですが。継続は継続ですが、せっかく資料1を説明した意味がないのかなと思います。

事務局 計画の中には謳っていませんが、検討の中では29年度までに中学校区に一つぐらいできたらということをお話しています。この中では、今回は謳っていないということになります。

委員長 計画には無いけれども、今、鋭意検討中ということでよろしいでしょうか。それではそれを進めてください。その他、ご意見、ご質問等ございませんか。いかがですか。

委員 記憶が定かではないのですが、市民後見人の養成がありましたね。たしか西播磨協議会の議事録の中では、それぞれの事業計画の中に、市民後見人の養成、目標人数を設定するとあったんですが、書いていましたか。今、資料を持っていないのですが。

事務局 市民後見人の養成をこのたびの第6期の事業計画の中でも進めていくということで、項目を挙げさせていただいていますが、その中に日常生活圏域ごとに一人ずつの市民後見人の養成を目標として進めていきたいというふうに文章の方を入れてあります。つまり、日常生活圏域に1名以上ということですので、5名以上ということになってくるかと思っています。

委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他ご質問、ご意見ございませんか。それでは他に無いようですので、4のその他についてですが、事務局の方で何かあれば説明をお願いしたいと思います。

4. その他

事務局 本日の最終協議を踏まえて、第6期の介護保険料に関する条例改正案や平成27年度の介護保険や高齢者施策に関する予算案を3月2日開会予定の市議会定例会に上程させていただきます。本計画書については、3月末までにお手元にお配りできるよう、事務局処理を進めていきたいと考えています。なお、今後、文言等の修正があった場合については、委員長、副委員長と協議の上、対応してまいりたいと考えていますので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

委員長 ただ今のご説明について何かご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。6回にわたって審議、議論を重ねてまいりました。この会議をもって一応の目途がついたということで、3月2日の議会の方でご審議いただくということで、われわれも大きな役をここで降ろさせていただきます。本当にご協力ありがとうございました。これをもちまして本日の委員会を終わり、また、この委員会も終わるということになると思います。ご協力ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

5. 閉会

事務局

本日はご審議いただき、ありがとうございます。これをもちまして第6期介護保険策定委員会を閉会させていただきます。最後に健康福祉部長からひとこと申し上げます。

健康福祉部長

事務局を代表しまして一言お礼申し上げます。昨年6月27日に第1回がありまして、今回で第6回ということで、委員の皆さま方にはお忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございました。第6期計画というのは、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えて、地域包括ケアシステムのはじまりということを強く意識した、中長期的な視点に立った計画というふうになったかと思います。これからこの計画を実際にやっていくのが非常に大変なのですが、関係各課とか各種団体、あるいは関係機関の方と連携を取り、進めていきたいと思っていますので、皆さま方もどうぞご協力よろしくお願いします。長期間にわたり本当にありがとうございました。失礼します。

事務局

ありがとうございました。

(終了)